

伊勢原市排水設備工事マニュアル

令和3年8月

伊勢原市土木部下水道経営課

は じ め に

下水道は、住民の日常生活に必要な不可欠な施設であり、次のような役割を果たしています。

- ① 家庭や工場から出る汚水を速やかに収集排除して処理することにより、公衆衛生に寄与し、衛生的な生活環境を作る。
- ② 公共用水域の水質保全に資する。
- ③ 処理水、汚泥、熱等利用可能な資源・エネルギーを有効利用する。

また、下水道法第1条では、「この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。」と、この法律の目的が述べられています。

さらに、排水区域の全住民が公共下水道に接続するための排水設備を設ける必要があることから下水道法第10条（排水設備の設置等）において、公共下水道の供用開始された場合においては、当該排水区域内の土地の所有者や建築物の所有者等に対して、遅滞なく排水設備を設置することを義務づけています。

この排水設備は、個人や事業所等が所有する建物等から発生する下水を公共下水道に流入させるための必要な施設であり、その設置や維持管理については、個人又は事業所等が行うこととなります。その構造や機能が適正を欠くと、公共水域の水質の保全を確保することはできません。

排水設備の規模は、公共下水道より小さいですが、公共下水道と排水設備の両者が完備してはじめて下水道として有効に機能し、下水道の役割を果たすことができます。

そのため排水設備の構造や届出について、条例等で詳細に規定しており、それを遵守することで市民全体の福祉の向上及び個人資産保全形成にも寄与します。

このような趣旨から、排水設備の行政手続きをわかりやすく進めていただくために本書を作成しました。

令和3年8月

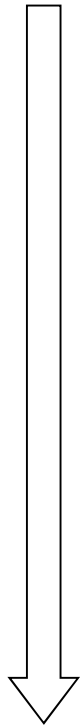
目 次

I	排水設備の流れ	1
1	申請書の提出	1
2	審査・確認	1
3	排水設備新設等確認通知書の交付	1
4	工事着手	1
5	工事完了	1
6	完了届の提出	1, 2
7	完成検査	2
8	検査済証の交付	2
9	排水量認定申告書	2
II	確認申請について	3
1	確認申請	3
2	申請前の調査	3
3	申請事務上の注意点	3, 4
III	工事の設計について	5
1	設計	5
2	管渠	5, 6
3	ます	6, 7
4	排水設備工事費の積算について	7
5	その他	8
IV	施工について	9
1	施工上の注意点	9
2	便槽・浄化槽処理工事に係る注意事項	9
V	排水設備の完成について	10
1	完成届	10
2	完成届の事務上の注意点	10
3	完成図書	10
4	水洗便所改造等補助金を受ける場合の注意点	11

VI	完成検査について	1 2
1	完成検査の準備	1 2
2	完成検査の注意点	1 2
3	検査済証の交付	1 2
VII	指定の取り消しについて	1 3
VIII	様式及び参考図書	1 4
1	宅内排水設備	1 4
2	補助金・融資あつ旋	1 4
3	参考図書	1 4
IX	平面図・立面図記載例	1 5

I 排水設備工事の流れ

1 申請書の提出【提出書類】



《排水設備新設等確認申請》(電子申請)

① 排水設備新設等確認申請書 (第5号様式)

→電子申請により自動作成されるので添付は不要

② 案内図 (見取図)

③ 排水設備工事設計書

④ 平面図・立面図 (IX 平面図・立面図記載例を参照)

⑤ その他

*水洗便所改造等資金あっ旋を受ける場合は、次の書類を提出

《水洗便所改造等資金あっ旋》

① 水洗便所改造等資金貸付あっ旋申請書 (第1号様式)

② 水洗便所資金貸付あっ旋同意書 (申請者・連帯保証人)

※水洗便所改造等資金あっ旋については、令和4年3月31日申請分までの受付とし、令和4年4月1日より新規受付を終了する。

*既設配管を使用する場合は、次の書類を電子申請時に添付する。

《既設排水施設認定申請》

① 既設排水施設認定申請書 (第9号様式)

【提出部数】 各1部

2 審査・確認



3 排水設備新設等確認通知書(第6号様式)の交付 → 指定工事店

*概ね、1週間以内に交付

電子申請システムにより決定通知を交付する。



4 工事着手(指定工事店)

*完了日の延期や配管(メイン管)に大きな変更が生じた場合は、下水道経営課へ連絡すること。



5 工事完了(指定工事店)

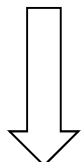


6 完了届の提出(指定工事店)

*工事完了後、5日以内に提出

《排水設備完了》(電子申請)

① 排水設備完了届 (第7号様式)



電子申請により自動作成されるので添付は不要

- ② 案内図（見取図）
- ③ 排水設備工事設計書
- ④ 平面図・立面図（IX 平面図・立面図記載例を参照）
- ⑤ その他
- ⑥ 公共下水道使用開始等届（第10号様式）

* 水洗便所改造等補助金を受ける場合は、次の書類を提出
検査時又は郵送により提出

《水洗便所改造等補助金》

- ① 水洗便所改造等補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 水洗便所改造等補助金交付請求書

* 集合住宅の場合は、同時に次の書類も電子申請時に添付

- ① 公共下水道使用者名簿（第10号様式の2）

* 浄化槽を廃止した場合は、「浄化槽使用廃止届出書」を神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター環境衛生課に提出
（下水道経営課での取次可）

【提出部数】 各1部

7 完成検査

- * 検査日には、宅地内に入るため申請者に立入の許可を得ること。
- * 検査日は、原則、完成届提出時に日程調整して決定する。
（検査は、原則、開庁日の毎週、月・火・木の午前中）

8 検査済証(第8号様式)の交付

- * 検査で指摘事項がない限り、その場で検査済証を交付するので見える位置に貼付すること。

9 排水量認定申告書

地下水等を使用する場合や事業所等で排水量認定を受ける場合は、公共下水道排水量認定申告書（第15号様式）等（電子申請）が必要です。
（事前に下水道経営課と協議すること）

Ⅱ 確認申請について

1 確認申請

個人等が、宅地内等に排水設備工事を行おうとするときは、指定工事店は、市に「排水設備新設等確認申請書」を電子申請し、「排水設備新設等確認決定通知書」を市から受領後に工事に着手すること。

2 申請前の調査

- (1) 現地の測量を十分行うこと。
- (2) 既設家屋で、汲み取り便所を改造し公共下水道に接続又は浄化槽から公共下水道接続する場合は、水洗便所改造等の助成制度があるので、申請者にこの制度の説明をすること。
- (3) 排水設備の新設等を行う土地の所有者を確認し、他人の排水設備に接続をする場合は、排水設備に関する同意書に必要事項を記入し、同意（署名（法人にあつては、記名押印））を得ること。
- (4) 既設の排水設備を使用する場合は、所有者の確認をすること。また、この排水設備が使用できるかどうか調査を行い、使用できる場合には申請図面に既設部分の必要事項を記入すること。
- (5) 特定事業場（下水道法第12条の2第1項）が下水を公共下水道に排除するとき及び除害施設（下水道法第12条第1項に規定する施設）を設置するときは、事前に下水道整備課下水道施設担当と協議をすること。

3 申請事務上の注意点

- (1) 排水設備新設等確認申請及び排水設備完了届は、電子申請で行うこと。
- (2) 原則押印は不要であるが、一部の書類（同意書、念書、請求書等）については署名又は押印が必要であるので様式を確認すること。
- (3) 申請者の工期の欄は、完了予定日を必ず記入すること。決定通知書は、通常の場合は1週間程度、改造等資金あつ旋を受ける場合は、最低でも1か月程度かかるので、計画的に申請書の提出をすること。
- (4) 申請時の設計図面には、案内図（見取図）をつけること。（明細地図等のコピーを貼付でも可）
- (5) 電子申請に際しては、案内図（見取図）、排水設備工事設計書、平面図・立面図、その他必要な書類を添付すること。
- (6) 現地の公共汚水ますの深さ及び形状は、申請の設計図面に必ず記入すること。

- (7) 水栓番号がある場合は、既設、新設にかかわらず調査し、必ず書き込むこと。
- (8) 申請をする前に、数量の拾いだしチェックをし、水洗便所改造等の助成制度及び水洗便所改造等資金あつ旋を受ける場合は、見積もり額を記入すること。
- (9) 申請設計図面は、メイン管の管径及び勾配を記入し、判り易い図面を作成すること。また、浄化槽又はくみ取り便所の廃止を行う場合は、その位置を記入すること。（IX 平面図・立面図記載例を参照）
- (10) マンション、アパートの場合は、申請設計図面にマンション、アパート名と世帯数を記入すること。
- (11) 外流しの排水は、雨水が入らないような構造とし、排水は一旦泥溜ますに接続し汚水系統に接続すること。また、シンクを設置する場合は、封栓ができるようにすること。なお、水撒きのための外水栓は別に水栓番号をとること。
- (12) 一般的な給湯器及びエコキュートのドレン排水は汚水扱いとなるが、エアコン及びエコジョーズのドレン排水は雨水扱いとすること。
- (13) 油分等の排出を除去するため、グリース阻集器等の設置に努めること。なお、申請時に選定計算書を添付すること。
- (14) 排水設備の新設等においては極力自然流下とするが、建築構造や地形上の理由からポンプを設置し圧送する場合は、公共汚水樹（市管理）の上流側に宅地樹を設け、その樹を圧送の排出先とすること。
（市管理の公共汚水樹を圧送排出先としてはならない）
- (15) ディスポーザー排水処理システムの設置にあたっては、生物処理タイプ及び機械処理タイプは認めています。直投式のディスポーザーは設置不可です。なお、設置する場合は、構造・性能・維持管理等に関する事項を明記した書類を提出すること。なお、機械処理タイプにおいては、別途、乾燥物の処理方法を明記すること。

Ⅲ 工事の設計について

1 設計

設計は、次の手順に従って行うこと。また、法令及び条例規則等に規定されている技術上の基準に従うこと。

- (1) 供用開始地区の確認
供用開始地区となっているかを確認すること。
- (2) 公共汚水ますの有無及び位置、深さ
設置されていない場合や構造（ます規格、ふた、深さ等）を変更する場合には、自費工事申請をすること。
- (3) 排除方式
伊勢原市では、全体計画地内が分流式です。
- (4) 排水人口、面積及び排水量
- (5) 宅地の形状、起伏及び建物の位置、構造
- (6) 宅地周辺の道路（公道・私道）及び隣地との境界
- (7) 既存の排水設備の利用
他人の土地や排水設備を使用する場合には、その使用について承諾を得ること。
- (8) し尿浄化槽の位置の確認
- (9) 埋設物の位置
- (10) 特定事業場及び除害施設

2 管渠

- (1) 排水管は、原則として自然流下方式です。汚水を排除する排水管内径及び勾配は、特別な理由があるときを除き、次の表に定めるところによるものとし、排水管渠の断面積及び勾配は同表に準じ、同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一つの建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3m以下のものの内径は、75mm以上とすることができる。

排水人口	排水管内径	勾配
150人未満	100mm以上	2.0%以上
150人以上 300人未満	125mm以上	1.7%以上
300人以上 500人未満	150mm以上	1.5%以上
500人以上	200mm以上	1.2%以上

(2) 排水管の土かぶりは、私道内では80cm以上、車両通行のない箇所については45cm以上、宅地内では20cm以上を標準とする。ただし、地形上やむなくこれらにより難しい場合は、下水道経営課に相談すること。

(3) 枝管の内径は衛生器具等の口径以上で、かつ、次の表以上とする。

接続管の種類	内径
小便器、手洗器及び洗面器	50mm
浴槽（家庭用）及び炊事場	75mm
大便器	100mm

3 ます

ますは、流入管から汚水等を取りまとめて、円滑に下水の排水管に誘導するとともに排水管の点検、清掃等を容易にするために設けるものであることから、ますは次に掲げる箇所に設置をする。

ア 排水管の起点・屈曲点・合流点

イ 排水管の内径・管種・勾配が変わる点

ウ 排水管の長さが、その内径の120倍を超えない範囲内において、排水管の清掃上適当な箇所

（下水道排水設備指針と解説 2016年版62ページ

公益社団法人 日本下水道協会）

(1) 塩ビますの内のは、排水きよの内径及び深さに応じた内径又は内のはり15cm以上のもので、堅固で耐久性及び耐震性のある構造とすること。

(2) コンクリートますの内のは、次のとおりとすること。

	種 別	内 の り
甲種	排水管の内径又は排水きよの内のはりが200mm以下で管底と地表面との差が600mmまでのとき	300mm以上
乙種	排水管の内径又は排水きよの内のはりが200mmで管底と地表面との差が600mm以上900mm以下のとき排水管の内径又は排水きよの内のはりが200mmをこえ300mm以下のとき	360mm以上
丙種	排水管の内径又は排水きよの内のはりが300mmをこえ管底と地表面との差が900mm以上1,200mm未満のとき	450mm以上

(3) 汚水ますは、インバートを設けること。

(4) 便所からの排水が直接流入する箇所のますには、3cm以上落差を設けること。

- (5) 滝落としては原則不可とするが、戸建て住宅等の外流しで、ますの底部が極端に低い場合のみ滝落し接続が可能とする。（ただし、公共汚水ますに滝落しは不可とする。）
- (6) 外流しは、内のり30cm以上、泥だめ深15cm以上のトラップますを設けること。
- (7) 掃除口の特殊ますは、φ100又はφ150の小口径塩ビますとすること。
- (8) ますの数は、最小限とすること。
- (9) 枝管の距離が建物の壁面から1.5mを超える場合には、管理用のますを途中に設けること。
- (10) ますのふたは、堅固で耐久性のある材質とし、密閉ふたとすること。

4 排水設備工事費の積算

*水洗便所改造等資金あっ旋制度を受ける場合のみ

(1) 次のような工種は助成制度の対象外となります。

- ①植木の移植
- ②洗面器、台所流し台等の購入費及び設置工事
- ③既設便所の改造に伴う大工、タイル等の工事
- ④水洗便所改造工事に伴う給水工事以外の上水道工事

(2) 現場の状況にあった価格を施主と協議のうえ、工事費を見積もること。

(3) 設計手数料は、責任技術者による現地調査、測量と排水設備の説明、申請図書の作成、完成品の測量と完成図の作成、精算と完成検査の立会いを含んだ額です。

(4) 諸経費は、工事費（便所工事、排水工事、付帯工事の合計額）に、諸経費率を乗じて算出するものとする。

5 その他

(1) 飲食店等の申請においては、グリース阻集器の選定計算書（SHASE—S217—2016に基づく選定計算書）を添付すること。

(2) 申請図面と現場とが異なる部分が生じる場合は、事前に下水道経営課と協議すること。また、本マニュアルに著しく相違した場合には、念書等の提出を求める場合もある。

(3) 除害施設の計画においては、容量計算書、計画書を事前に下水道施設担当に提出し協議すること。

- (4) ディスポーザー排水処理システムの申請においては、（公社）日本下水道協会の規格適合評価及び製品認定証を受けた書類を添付すること。
- (5) ポンプの設置においては、ポンプの全揚程と吐出量の性能データが確認できる資料を添付すること。
- (6) 地下水等を使用する場合や事業所等で排水量認定を受ける場合の量水器は、計量法（平成4年法律第51号）に基づき認定を受けたものとする。

IV 施 工 に つ い て

1 施工上の注意点

- (1) 床掘については、床付け付近では所定の深さを確認しながら施工すること。
- (2) 埋め戻しにおいて、管体側部は特に入念につき固めを行うこと。
- (3) 埋め戻し箇所は、水の無い状態で埋め戻し作業を行うこと。
- (4) 汚水ますは、インバートの上流端の接続孔と下流の管底高に違いの生じないように、かつ、ますの内壁に突き出さないように差し入れ、その周囲をモルタルで埋め、内外面の上塗り仕上げをすること。
- (5) 工事の施工は、指定工事店で直接工事をし、他の業者には請け負わせないこと。
- (6) 請け負った指定工事店の担当の責任技術者が十分現場を把握し、現場指導を行うこと。
- (7) 雨水の接続は、絶対にしないこと。
- (8) 排水設備工事終了後、車路でたまに管路及びますの沈下が見受けられる場合がある。特にドロップますの沈下が原因で曲管部において排水の溜まり等がある場合には、施工のやり直しとなる。車が載ると予想される管路部及びますにおいては建築終了後施工するとか、車が載らない方策を検討すること。

2 便槽・浄化槽処理工事に係る注意事項

- (1) 既設浄化槽の処理は、将来障害とならない範囲とすること。
- (2) 便槽及び浄化槽の底部に内径20cm以上の穴をあけ、消毒後埋め戻すこと。
- (3) 埋め戻し不足土は、砕石（C-40）同等品以上とする。

V 排水設備の完成について

1 完成届

完成届とは確認を受けた計画に基づき、適正に施工されたことを届け出ることです。

工事が完成したら必ず5日以内に完成届を提出すること。なお、申請をして何らかの理由により着手できない場合は、取下げ申請をすること。

2 完成届の事務上の注意点

(1) 完成届の届人は、指定工事店です。

(2) 完成届の電子申請に際しては、案内図（見取図）、工事設計書、平面図・立面図、使用開始届、その他必要な書類を添付すること。

(3) 使用開始等届には、水栓番号の記入欄があるので調査して記入すること。

3 完成図書

(1) 竣工図には、必ず完成後の現地を実測した数値を記入すること。検査の結果によっては完成図を再提出する場合があるので、現地の出来高を正しく測量すること。

(2) 工事種別について、請負工事は、内訳書の欄に請負工事と記入すること。

(3) 工事内訳書には完成後の測量を行い、数値を集計して工事費の計算を正確に行うこと。

(4) 継手類については、完成図に使用したものを記入すること。

(5) 完成図面は、判り易く、ていねいに書くこと。また、メイン管の管径及び勾配を記入すること（IX 平面図・立面図記載例を参照）。

(6) 地下水等を使用する場合や事業所等で排水量認定を受ける場合は、使用開始届の他に排水量認定申告書（第15号様式）等（電子申請）が必要となる場合もあるので、下水道経営課と協議すること。

4 水洗便所改造等補助金を受ける場合の注意点

伊勢原市では、新たに公共下水道の整備を行った地域において早期の下水道への接続を促進するため、伊勢原市水洗便所改造等補助金交付規則（伊勢原市昭和49年規則第20号。以下「規則」という。）の改正を行いました。

改正後の規則では、補助金額が次のとおりとなります。

- (1) 供用開始日を基準とし、排水設備完了届（以下「完了届」という。）に添えて提出する水洗便所改造等補助金交付申請書の（以下「補助金交付申請書」という。）提出日より補助金額が異なるため、工事完了後すみやかな完了届及び補助金交付申請書を提出すること。
- (2) 完了届及び補助金交付申請書提出が遅れ、接続希望者に不利益が出た場合、市では一切責任を負いかねます。
- (3) 完了届提出前の補助金交付申請書は受領できませんので、適切な手続きをお願いします。

補助金の額	要件
30,000 円	下水道の供用開始前又は下水道の供用開始の日から1年以内に補助金交付申請書を提出した者
20,000 円	下水道の供用開始の日から2年以内に補助金交付申請書を提出した者
10,000 円	下水道の供用開始の日から3年以内に補助金交付申請書を提出した者
なし	下水道の供用開始の日から3年を超えて工事を完了した者

注：次の内容に該当する場合は、補助金の交付を受けることができません。

- ・伊勢原市水洗便所改造等資金あっ旋規則(昭和49年伊勢原市規則第21号)に基づき資金を借り受けた場合
- ・官公署、会社及びその他の法人
- ・市税及び下水道事業受益者負担金を滞納している場合
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による建築確認申請の必要な新築、改築又は増築を伴い、水洗便所の改造を行う場合

VI 完 成 検 査 に つ い て

完成検査とは、指定工事店で設計・施工された排水設備工事が、市で確認・指示したとおりに行われ、完成数量が現地と合っているか、正確に施工されているかを検査するものです。

- (1) 工事が排水設備新設等確認決定通知書の指示どおりにできているか。
- (2) 施工された数量や図面が正確であるか。

1 完成検査の準備

- (1) 社内事前検査を必ず行うこと。内容は、出来形全項目をチェックする。特に防臭装置等の備品の付け忘れも怠りなく行うこと。
- (2) 検査日を事前に申請者に連絡し、敷地内立入りの了承を得ること。（敷地内立入りの承諾が得られていないと検査は受けられません。）
- (3) 汚れているところは、事前に清掃すること。
- (4) 補修が必要なものは、事前に行ってから検査に臨むこと。
- (5) ますの蓋が開けられるようにしておくこと。
- (6) 事前に水を流し、スムーズに水が流れるか、誤接続がないかを確認すること。

2 完成検査の注意点

- (1) 安全体制で臨み、第三者等に十分気をつけること。
- (2) 検査が、円滑に進むような体制で臨むこと。

3 検査済証の交付

現場及び図面に問題がなければ、その場で検査済証を交付する。ただし、指摘事項がある場合については、指摘事項処理後に交付する。また、検査済証を玄関等に貼る場合、施主の了解を事前に必ず受けること。

Ⅶ 指 定 の 取 消 し に つ い て

排水設備の構造や届出において、条例等を遵守せず、著しく反した場合、伊勢原市指定工事店規則第9条（指定の取消し又は一時停止）の規定に基づき、指定の取消しをします。

Ⅷ 様式及び参考図書

1 宅内排水設備

- (1) 排水設備新設等確認申請書（第5号様式）
- (2) 既設排水施設認定申請書（第9号様式）
- (3) 排水設備完了届（第7号様式）
- (4) 排水設備工事設計書
- (5) 案内図（見取図）・平面図・立面図
- (6) 公共下水道使用開始等届（第10号様式）
- (7) 公共下水道使用者名簿（第10号様式の2）
- (8) 公共下水道排水量認定申告書（第15号様式）
- (9) 排水設備申請の取り下げ
- (10) 浄化槽使用廃止届出書（県様式第1号）
- (11) 排水設備に関する同意書
- (12) 排水設備に関する念書
- (13) 伊勢原市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱（案）

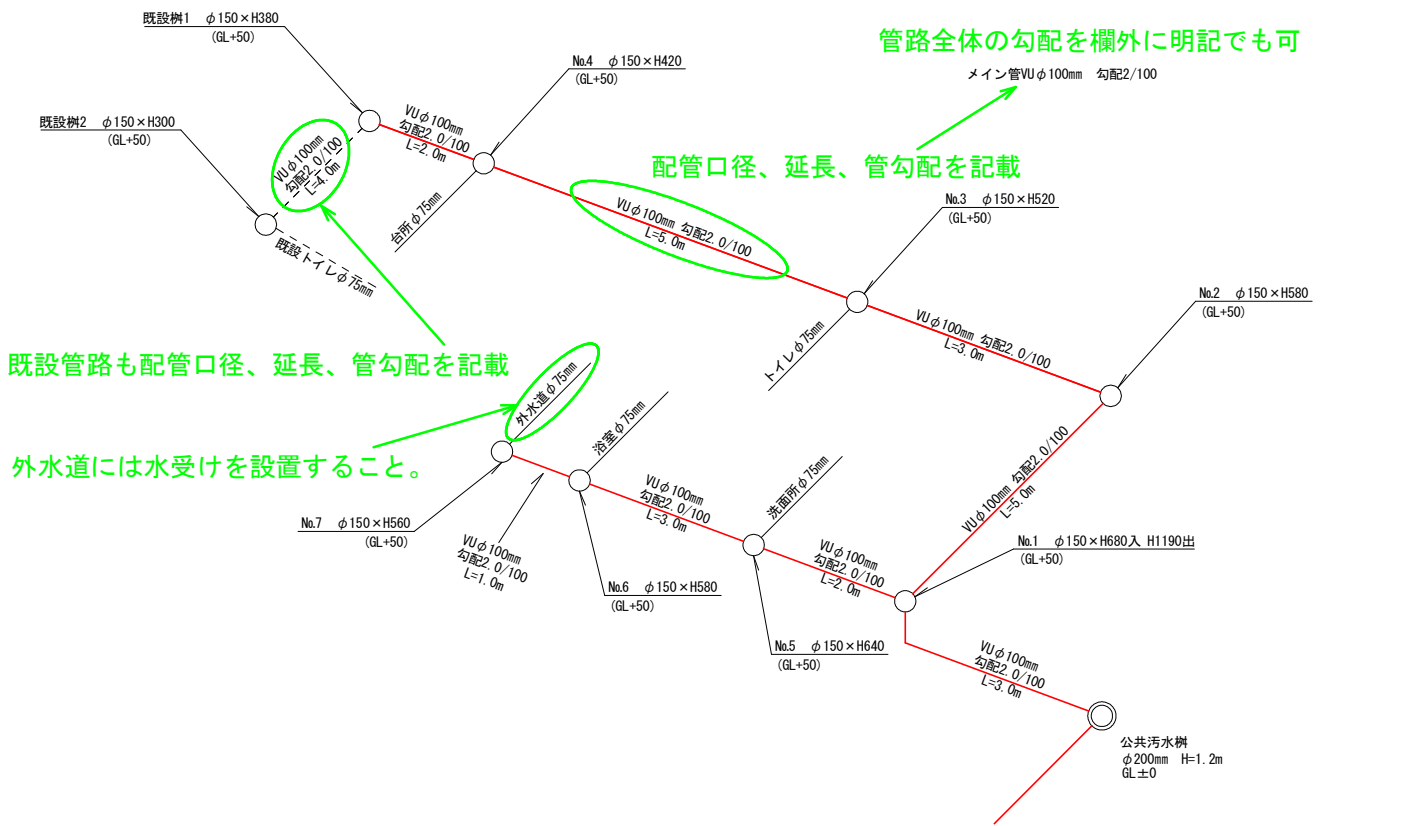
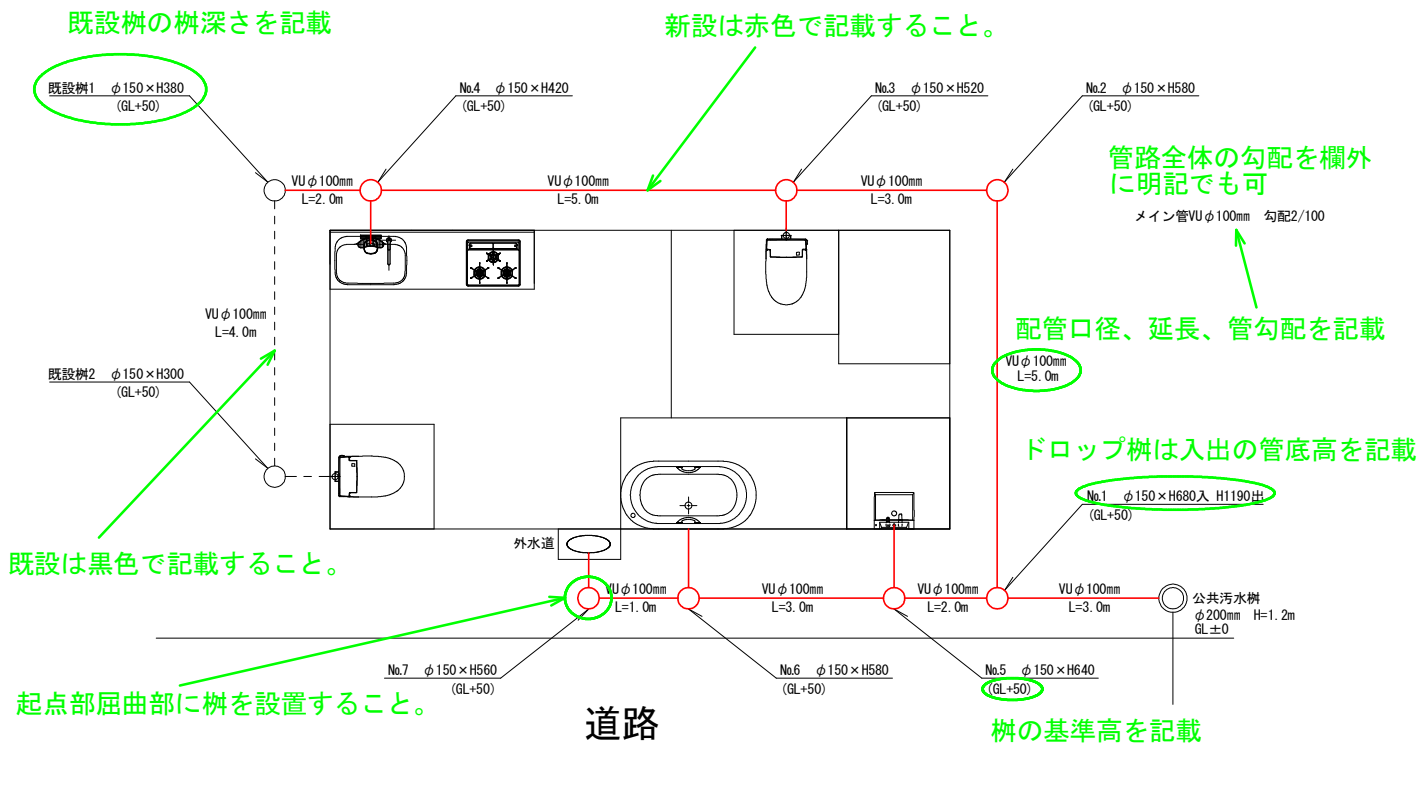
2 補助金・融資あっ旋

- (1) 水洗便所改造等補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 水洗便所改造等補助金交付請求書
- (3) 水洗便所改造等資金貸付あっ旋申請書（第1号様式）
- (4) 水洗便所改造等資金貸付あっ旋同意書（申請者用・連帯保証人用）

3 参考図書

- (1) 下水道排水設備指針と解説　－2016年版－
公益社団法人　日本下水道協会

記載例



【特記事項】
○排水設備の審査のため、既設排水設備も含め、次の項目を測量し図面に記載すること。
①管径 ②管延長 ③管勾配 ④樹深さ ⑤柵設置箇所の地盤高（基準高）